

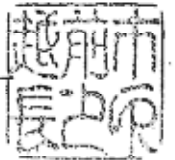


越前市告示第110号

令和4年12月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月14日

越前市長 山田 賢



- 1 日 時 令和4年11月21日 午前10時
- 2 場 所 越前市議会議場

議案第 7 1 号

越前市職員の給与に関する条例等の一部改正について

越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 1 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(越前市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 越前市職員の給与に関する条例(平成 1 7 年越前市条例第 5 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 9 条第 4 項中「1 0 0 分の 1 6 2 . 5」を「1 0 0 分の 1 6 7 . 5」に改める。

第 3 2 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 5」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 5」を「1 0 0 分の 5 0」に改める。

附則第 1 7 条中「1 0 0 分の 1 . 4 2 5」を「1 0 0 分の 1 . 5 7 5」に、「1 0 0 分の 9 5」を「1 0 0 分の 1 0 5」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職員の 区分	級号給	給料月額							
		(単位：円)							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
再任用 職員以 外の職 員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100

25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	

53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		

81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					

109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

(越前市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 越前市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「及び附則第14条第2号」を削り、同条第4項中「100分の167.5」を「100分の165」に改め、同条第5項中「。附則第14条第2号において同じ。」を削る。

第32条第1項中「及び附則第14条第3号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第14条第3号」を削り、「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(越前市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 越前市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年越前市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第15条のうち、越前市職員の給与に関する条例第27条第2項、第29条第3項及び第32条第2項並びに附則第14条の改正規定中「並びに附則第14条」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

附則第14条から第17条までを削り、附則第18条を附則第14条とする。

附則第15条のうち、越前市職員の給与に関する条例附則に1条を加える改正規定中「第19条」を「第15条」に改める。

(越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年越前市条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第3項から第6項までを削る。

(市長等の給料その他の給与に関する条例の一部改正)

第5条 市長等の給料その他の給与に関する条例(平成17年越前市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 市長等の給料その他の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の一部改正)

第7条 教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例(平成27年越前市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第8条 教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の

一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び附則第3条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（越前市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定に限る。次条において同じ。）による改正後の給与条例（次条において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（第4条の規定による改正前の越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（以下この条において「平成28年給与改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第1条改正後給与条例の規定による給与（平成28年給与改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 越前市会計任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年越前市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「。附則第14条第2号において同じ。」を削る。

(委任)

第4条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 7 2 号

越前市越前たけふ駅西交通広場設置及び管理条例の制定について
越前市越前たけふ駅西交通広場設置及び管理条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 1 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市越前たけふ駅西交通広場設置及び管理条例

(設置)

第 1 条 北陸新幹線越前たけふ駅の利用者の利便性及び安全性を向上させ、本市の都市機能向上及び観光交流促進に寄与するため、越前市越前たけふ駅西交通広場（以下「駅西広場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 駅西広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
越前たけふ駅西交通広場	越前市大屋町 3 9 字 9 番 1

2 駅西広場の区域は、市長が別に告示する。

(施設)

第 3 条 駅西広場は、次に掲げる施設（以下「施設」という。）をもって構成する。

- (1) 一般乗用旅客自動車待機場（以下「タクシープール」という。）
- (2) 一般乗用旅客自動車乗降場（以下「タクシー乗降場」という。）
- (3) 一般乗合旅客自動車乗降場（以下「バス乗降場」という。）
- (4) 一般貸切旅客自動車乗降場（以下「貸切バス等乗降場」という。）
- (5) 短時間有料駐車場
- (6) ロータリー
- (7) 歩道
- (8) 緑地

(9) その他第1条の目的を達成するために必要な施設

(禁止行為)

第4条 駅西広場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある行為
- (2) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがある行為
- (3) 通行を妨害する行為
- (4) 指定した場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (5) 施設及び設備等を損傷し、又は汚損すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駅西広場の利用又は管理に支障のある行為

2 市長は、駅西広場に入場した者又は入場をしようとする者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者について入場を拒否し、又は退場を命じることができる。

(駐車できる車両)

第5条 短時間有料駐車場に駐車できる車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定するもののうち次に掲げるものとする。

- (1) 普通自動車（ただし、長さ5.00m以下、幅1.90m以下及び高さ2.30m以下のものに限る。）
- (2) 小型自動車のうち二輪自動車以外のもの
- (3) 軽自動車のうち二輪自動車以外のもの

(使用の許可)

第6条 駅西広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

- (1) タクシープール又はタクシー乗降場を、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の目的のための使用すること。
- (2) バス乗降場を、法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の目的のために使用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駅西広場の全部又は一部を独占して使用する

こと。

2 市長は、前項の規定による許可をするときは、駅西広場の管理上必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該目的以外に駅西広場を使用し、又は使用の権利を他に譲渡してはならない。

（使用料）

第7条 駅西広場を使用する者は、次の表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

施設	使用料
タクシープール又はタクシー乗降場	無料
バス乗降場又は貸切バス等乗降場	
短時間有料駐車場	1車両あたり入場1回につき、最初の1時間までは無料とし、1時間を超えるときは100円とし、以降1時間を超えるごとに100円増しとする。
上記以外の施設	越前市行政財産の使用料徴収条例（平成17年越前市条例第84号）に規定する使用料の例による。
備考	使用料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

2 使用料は、使用前に納入通知書により納付しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、短時間有料駐車場を利用したときは、退場時に規則で定める方法により使用料を徴収する。

（使用料の減免）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項に定める使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。

(2) 国又は地方公共団体が緊急を要する公務を行うために使用する車両を駐車させるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(使用料の不還付)

第9条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(使用許可の取消等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は使用許可の条件に違反したとき。

(2) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(3) 災害その他の事故により施設を使用することができなくなったとき。

(4) 工事その他駅西広場の管理上やむを得ない理由により施設を使用することができなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により、使用許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命じたことにより使用者に生じた損失について、これを補償しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合(前項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)は、この限りでない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、施設の使用を終了したとき又は前条第1項の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用の停止を命じられたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(長期滞留車の引取りの請求)

第12条 市長は、短時間有料駐車場の利用者(以下「利用者」という。)があらかじめ届出を行うことなく7日を超えて車両を駐車しているときは、当該利用者に対して通知又は駅西広場における掲示の方法により、市長が指定する日ま

でに当該車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒んだとき若しくは引き取ることができないとき又は市長の過失なくして利用者を確認することができないときは、当該利用者は、当該車両の引取りに係る一切の権利を放棄したものとみなす。この場合において、市長は、当該車両の自動車検査証に記載された所有者又は使用者（以下「車両所有者等」という。）に対して、通知又は駅西広場における掲示の方法により市長が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、市長が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 市長は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、市長の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

（車両の調査）

第13条 市長は、前条第1項の場合において、利用者又は車両所有者等（以下「利用者等」という。）を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）

第14条 市長は、第12条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者等に通知し、又は駅西広場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）

第15条 市長は、利用者等が車両を引き取ることを拒んだ場合若しくは引き取ることができない場合又は市長の過失なくして利用者等を確認することができない場合において、利用者等に対して通知又は駅西広場における掲示の方法により車両の引取りの期限（以下「引取期限」という。）を定めて引取りの催告をしたにもかかわらず、引取期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から起算して3月を経過した後、利用者等に通知し、又は駅西広場において掲示して予告した上で、車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかであるときは、利用者等に通知し、又は駅西広場において掲示して予告した上で、引取期限後直ちに車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 市長は、前項の規定により車両を処分したときは、遅滞なくその旨を利用者等に対し通知し、又は駅西広場において掲示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により車両を処分したときは、使用料に車両の保管、移動及び処分のために要した費用の額を加えた額（以下この項において「処分費用額」という。）から処分によって生じた収入の額（以下この項において「処分収入額」という。）を控除した額を利用者に対して請求するものとする。ただし、収入処分数額が処分費用額を上回るときは、処分収入額から処分費用額を控除した残額を車両所有者等に返還するものとする。

（損害賠償等）

第16条 駅西広場を汚損し、破損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（職員の立入り）

第17条 使用者又は利用者は、職員が管理の必要に応じ使用中の駅西広場に立ち入るときは、これを拒むことができない。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年3月18日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の規定による施設の使用及び使用料の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 7 3 号

越前市駐車場設置及び管理条例の一部改正について

越前市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 1 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

越前市駐車場設置及び管理条例(平成 1 7 年越前市条例第 1 7 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「道路交通」を「交通」に改め、「市民」の次に「及び駅利用者」を加える。

第 2 条の表に次のように加える。

越前たけふ駅東パーク・アンド・ ライド駐車場	越前市大屋町 3 7 字 2 番 2
---------------------------	--------------------

第 5 条中「利用は、回数制駐車場の場合には入場の日から起算して 7 日目の供用時間終了時までを限度とし、時間制駐車場の場合には駐車券を受け取った日から起算して 7 日目の供用時間終了時までを限度」を「利用期間は、別表第 2 のとおり」に改める。

第 6 条第 1 項中「駐車場を」を「越前市王子保駅駐車場又は越前市武生駅東駐車場を」に改め、同条第 2 項中「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

第 1 3 条第 1 項中「利用者があらかじめ市長への届出を行うことなく」を「市長は、利用者が」に改め、「、市長は」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、利用者があらかじめ市長への届出を行ったときは、この限りでない。

第 1 3 条第 2 項中「とき、」を「とき」に、「当該車両の所有者」を「当該車両の自動車検査証に記載された所有者」に改める。

第 1 4 条中「車両所有者等」の次に「(以下「利用者等」という。)」を加え

る。

第15条中「に規定する場合」を「の場合」に、「利用者又は車両所有者等」を「利用者等」に改める。

第16条第1項中「利用者及び車両所有者等」を「利用者等」に、「により期限」を「により車両の引取り期限（以下「引取期限」という。）」に、「その期限内」を「引取期限内」に、「ある場合」を「あるとき」に、「引取りの期限後」を「引取期限後」に改め、同条第2項中「利用者及び車両所有者等」を「利用者等」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

駐車場	駐車できる車両等
越前市王子保駅駐車場及び越前市武生駅東駐車場	<p>1 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定するもののうち次に掲げる自動車</p> <p>(1) 普通自動車（ただし、長さ5.00m以下、幅1.90m以下及び高さ2.30m以下のものに限る。）</p> <p>(2) 小型自動車のうち二輪自動車以外のもの</p> <p>(3) 軽自動車のうち二輪自動車以外のもの</p> <p>2 その他市長が認めたもの</p>
越前たけふ駅東パーク・アンド・ライド駐車場	<p>1 法第3条に規定するもののうち次に掲げる自動車</p> <p>(1) 普通自動車</p> <p>(2) 小型自動車</p> <p>(3) 軽自動車</p> <p>2 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車</p>

3 その他市長が認めたもの

摘要

- (1) この表越前市王子保駅駐車場及び越前市武生駅東駐車場の項第1項に掲げる車両が物品等を積載しているときは、その積載物を含めた長さ、幅及び高さが同項に定める普通自動車の長さ、幅及び高さの制限の範囲内である場合に限り当該駐車場に駐車できるものとする。
- (2) 越前市武生駅東駐車場を回数制により利用できる車両は、規則で定める遠距離の公共交通機関の利用のため、規則で定めるところにより駐車を行う車両に限るものとする。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条関係）

駐車場	利用期間
越前市王子保駅駐車場	入場の日から起算して7日目の供用時間終了時まで
越前市武生駅東駐車場	(1) 回数制駐車 入場の日から起算して7日目の供用時間終了時まで (2) 時間制駐車 駐車券を受け取った日から起算して7日目の供用時間終了時まで
越前たけふ駅東パーク・アンド・ライド駐車場	入場の日から起算して7日目の供用時間終了時まで

附 則

この条例は、令和5年3月18日から施行する。

議案第74号

越前市コミュニティーセンター柳荘の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和4年11月21日提出

越前市長 山 田 賢 一

1 管理を行わせる公の施設の名称

越前市コミュニティーセンター設置及び管理条例（平成17年越前市条例第
108号）第2条に規定する越前市コミュニティーセンター柳荘

2 指定管理者

所在地 越前市家久町第105号10番地の1

名 称 柳荘管理協会

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 75 号

越前市越前打刃物振興施設の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 4 年 1 1 月 2 1 日 提出

越前市長 山 田 賢 一

1 管理を行わせる公の施設の名称

越前市越前打刃物振興施設設置及び管理条例（平成 30 年越前市条例第 11 号）第 2 条に規定する越前市越前打刃物振興施設

2 指定管理者

所在地 越前市池ノ上町第 49 号 1 番地の 3

名 称 越前打刃物産地協同組合連合会

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 76 号

武生中央公園総合体育館、庭球場及び多目的広場（人工芝コート）並びに
越前市武道館の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 4 年 1 月 21 日提出

越前市長 山 田 賢 一

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）及び越前市都市公園条例（平成 17 年越前市条例第 176 号）の規定に基づき設置する武生中央公園総合体育館、庭球場及び多目的広場（人工芝コート）
- (2) 越前市武道館設置及び管理条例（平成 17 年越前市条例第 221 号）第 2 条に規定する越前市武道館

2 指定管理者

所在地 兵庫県神戸市中央区港島中町七丁目 1 番 1

名 称 アシックススポーツファシリティーズ・日本メックス共同体

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 77 号

武生東運動公園ソフトボール場、庭球場及び陸上競技場、瓜生水と緑公園
体育館並びに越前市サッカー場の指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 4 年 1 1 月 2 1 日提出

越前市長 山 田 賢 一

1 管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）及び越前市都市公園条例（平成 17 年越前市条例第 176 号）の規定に基づき設置する武生東運動公園ソフトボール場、庭球場及び陸上競技場並びに瓜生水と緑公園体育館
- (2) 越前市サッカー場設置及び管理条例（平成 28 年越前市条例第 15 号）の規定に基づき設置する越前市サッカー場

2 指定管理者

所在地 越前市高瀬二丁目 8 番 23 号

名 称 公益社団法人越前市スポーツ協会

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

議案第 78 号

越前市今立体育センターの指定管理者の指定について
指定管理者を次のとおり指定する。

令和 4 年 1 1 月 2 1 日提出

越前市長 山 田 賢 一

1 管理を行わせる公の施設の名称

越前市体育センター設置及び管理条例（平成 17 年越前市条例第 224 号）
第 2 条に規定する越前市今立体育センター

2 指定管理者

所在地 越前市岩本町第 1 号 9 番地

名 称 今立総合型スポーツクラブ

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 3 1 日まで

議案第79号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定する。

令和4年11月21日提出

越前市議会

議会運営委員会委員長 近藤光広

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年越前市
条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に
改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように
改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改め
る。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日
から施行する。